

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山武道館条例施行規則の一部を改正する規則

○ 保健師助産師看護師法施行細則を廃止する規則

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

### 【告示】

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準の一部改正

○ 港湾施設の指定の一部改正  
（以上県例規集登載）

○ 土地改良事業の施行認可  
保安林の指定の解除

○ 道路の区域変更  
道路の供用開始

スポーツ振興課

医療推進課

建築指導課

子ども未来課

港湾課

耕地課

治山課  
道路整備課

”

## 目次

担当課（室）

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ ”

○ ”

○ ”

○ 土砂災害警戒区域等の指定

○ ”

○ ”

○ ”

### 【公告】

○ 国土調査の成果の認証

○ 林業種苗法に基づく育種母樹林の指定

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧  
開発許可を受けた開発行為に関する工事  
の完了

○ 一般競争入札の実施

### 【企業局】

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程  
（県例規集登載）

### 【選挙管理委員会】

○ 令和二年十月二十五日執行の岡山県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

### 【公安委員会】

防災砂防課

”

”

”

”

”

”

中山間・地域振興課

治山課

都市計画課  
建築指導課

教育委員会

総務企画課

選挙管理委員会

<p>目次</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則等の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)</li> <li>○ 猟銃等講習会の開催</li> <li>○ 年少射撃資格講習会の開催</li> <li>○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施</li> <li>○ "</li> </ul>
<p>担当課(室)</p>	<p>                 監察課                  生活安全企画課                  交通企画課                  交通指導課                  警備課                  警察本部会計課                  生活安全企画課                  "             </p>
<p>目次</p>	
<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第二号

岡山武道館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山武道館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山武道館条例施行規則（平成二十年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三号

保健師助産師看護師法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

保健師助産師看護師法施行細則を廃止する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和五十六年岡山県規則第四十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年岡山県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(政令第四条第一号に係るものに限る。)」を削り、同条に次の二項を加える。

3 省令第四条の二第二項の規則で定める距離は、前面道路の幅員の二分の一に相当する距離に、第一項の建築物の敷地の地盤面の高さと同項の前面道路の路面の中心の高さとの差に二・五を乗じて得た数値を加えたものとする。

4 前項の規定により計算した距離が二メートル未満となった場合は、同項の規定にかかわらず、当該距離は二メートルとする。

様式第一号中「 $\text{㉞}$ 」を「 $\text{㉞}$ 」を「 $\text{㉞}$ 」

に、「 $\text{㉞}$ 」を「 $\text{㉞}$ 」に改める。

様式第二号中「 $\text{㉞}$ 」を「 $\text{㉞}$ 」

「 $\text{㉞}$ 」に、「 $\text{㉞}$ 」を「 $\text{㉞}$ 」

「 $\text{㉞}$ 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼  
保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携  
型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準（平成二十六年岡山県告示第  
五百十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第三項中「認定こども園学級担任要件適合承認申請書（様式第一号）」を「知  
事が別に定める申請書」に改め、同条第五項中「認定こども園教育保育時間相当利用保  
育従事者要件適合承認申請書（様式第二号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。  
様式第一号及び様式第二号を削る。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百一号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表岡山港の項中「七二、四二九・六〇六平方メートル」を「七二、四六三・七〇六平方メートル」に改める。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

北七区13条

工種

農地耕作条件改善（農業用排水施設）事

北七区支線16号

北七区支線55号

三 認可年月日

令和三年二月十一日

業  
" " "



# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
玉野市玉原三丁目一一二六の六
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

◎岡山県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下土井下加茂線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二番三地先から 加賀郡吉備中央町細田字木堂畝一四番一地先まで	新	一〇・〇〇 二五・〇〇	三九六・六
加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二番三地先から 加賀郡吉備中央町細田字木堂畝一四番一地先まで	旧	四・〇〇 一二・〇〇	三九六・六

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下土井下加茂線	加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二番三 地先から 加賀郡吉備中央町細田字木堂畝一四番一 地先 まで	令和三年三月五日

◎岡山県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇一D瀬戸町弓削〇〇一	土石流	次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、瀬戸内市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二二K牛窓町牛窓〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二D邑久町庄田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町豊原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二二D長船町飯井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D長船町西須恵〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二三K北佐古田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K北佐古田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K北佐古田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K多賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K多賀〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

二二三D山口〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一六	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一三	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇一	土石流	次の図のとおり

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

二二三D由津里〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D円光寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D可真下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D殿谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D和田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D河原屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D草生〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D黒本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D滝山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。



◎岡山県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、新庄村の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
五八六D田中〇〇一	土石流	次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域

二一三D勢力〇〇七

土石流

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域及び法

第九条第二項括弧

書に規定する土砂

災害警戒区域等に

おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行令

（平成十三年政令

第八十四号）で定

める衝撃に関する

事項

二一三D勢力〇〇七

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山

県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、瀬戸内市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二二K牛窓町牛窓〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K邑久町福谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二D邑久町庄田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D邑久町豊原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二二D長船町飯井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D長船町西須恵〇〇一	土石流	次の図のとおり

### 二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 （平成十三年政令 第八十四号）で定 める衝撃に関する 事項
------	-------------------------	---

二二二K牛窓町牛窓〇一六

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二二K 邑久町福谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K 邑久町福谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二D 邑久町庄田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D 邑久町豊原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二二D 長船町飯井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二二D 長船町西須恵〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二二三K北佐古田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K北佐古田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K北佐古田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K坂辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K坂辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K坂辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K坂辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K坂辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K坂辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K惣分〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K惣分〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K惣分〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K惣分〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K惣分〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K惣分〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K多賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K多賀〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K西軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K西軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K西軽部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

二二三D南佐古田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一六	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一三	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

二二三D南佐古田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D円光寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D可真下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D殿谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D和田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D河原屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D草生〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D黒本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D滝山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三J由津里〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二三J馬屋〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二三J南方〇〇一	地滑り	次の図のとおり
二二三J河原屋〇〇一	地滑り	次の図のとおり

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## 二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域及び法  
第九条第二項括弧  
書に規定する土砂  
災害警戒区域等に  
おける土砂災害防  
止対策の推進に関  
する法律施行令  
(平成十三年政令  
第八十四号)で定  
める衝撃に関する  
事項

二二三K北佐古田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K北佐古田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K北佐古田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K坂辺〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K惣分〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K多賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K多賀〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

二二三D東軽部〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D東軽部〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D西軽部〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D惣分〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D坂辺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一六	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一三	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D北佐古田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D今井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K西軽部〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

二二三D南佐古田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D南佐古田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D円光寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D可真下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D勢力〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D殿谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D上仁保〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D斗有〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D和田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D河原屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D草生〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D黒本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D滝山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前  
県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、新庄村の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域

五八六D田中〇〇一

土石流

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と  
なる自然現象の種類

指定の区域及び法  
第九条第二項括弧  
書に規定する土砂  
災害警戒区域等に  
おける土砂災害防  
止対策の推進に関  
する法律施行令  
（平成十三年政令  
第八十四号）で定  
める衝撃に関する  
事項

五八六D田中〇〇一

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

〔九二〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市	調査を行った者の名称
平成三十年六月 、 令和二年十月	調査を行った期間
玉野市 地籍図及び 地籍簿	成果の名称
東七区の一 部	調査を行った地域
令和三年二月二十五日	認証年月日

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

〔九三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定により次のとおり令和三年三月五日付けで指定する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

二 一 一	岡山育	指 定 番 号	
林	育種母樹	指 定 採 取 源 の 種 別	
	あかまつ	樹 種	
一 中 一 〇 〇	勝田郡勝 央町植月	所 在 場 所	
	一七八	本 数 (本)	
	〇・五〇	面 積 (ヘクタール)	
	岡山県	氏名又 は名称	所 有 者 等
四 一 六	岡山市北区 内山下二一	住 所	

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

〔九四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

## 二 都市計画の決定年月日

令和三年二月二十二日

## 三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

〔九五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良四―一三、四―一四、四―一五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区西大寺上一丁目一―五〇

両備ホールディングス株式会社

代表取締役 松田 敏之

三 許可番号

岡山県指令建指第三九五号

〔九六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立学校における学習者用端末に係る動産総合保険 (6,646台分)

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県立学校における学習者用端末に係る動産総合保険仕様書  
(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 契約期間

令和3年3月31日午後4時から令和8年3月31日午後4時まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第41号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類「9その他（情報通信サービスを除く。）」の格付区分がAであり、かつ、小分類「6損害保険」に登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな



# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）  
電話（086）226-7538（直通）

(2) 申請書の提出期限  
令和3年3月10日（水） 午後4時

## 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県教育庁高校教育課  
電話（086）226-7583（直通）

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法  
ア 交付期間

令和3年3月5日（金）から同月12日（金）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ330グラムであるので、注意すること。

## 5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和3年3月15日(月)午後5時までに、4(1)の場所に提出(郵送等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。))によるものを含む。)しなければならない。

## 6 入札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月23日(火) 午後2時

イ 場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号  
岡山県庁分庁舎602共用会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)アの日時及び(1)イの場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした郵送等(封筒を二重とし、外側の封筒に「岡山県立学校における学習者用端末に係る動産総合保険に係る入札書等在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。)により令和3年3月22日(月)の午後5時までに到着するよう提出すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は，入札説明書による。

8 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Movables all risk insurance for learners' PCs (6,646 Units) of Okayama Prefectural Schools

(2) Contract period :

From 4:00 P.M. 31 March, 2021 through 4:00 P.M. 31 March, 2026

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

2:00 P.M. 23 March, 2021

(5) Contact point for the notice :

令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

Okayama Prefectural Board of Education, High School Education Division  
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
Telephone : 086-226-7583

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「銀行に」を「金融機関に」に、「依頼するとともに、債権者に対してその旨通知しなければ」を「依頼しなければ」に改め、同条第二号中「取引」を「為替取引」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企業出納員は、口座振替による支払をしたときは、必要に応じ、債権者に対してその旨通知することができる。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第十七号

令和二年十月二十五日執行の岡山県知事選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和三年三月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 35,255,200円
- 報告書の要旨

候補者氏名	伊原木隆太	所属党派	無所属	9月23日から 期間 第1回分 11月4日まで
出納責任者氏名	難波修			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	180,000
		円	家屋費	1,127,031
自由民主党本部		2,000,000	選挙事務所費	1,127,031
自由民主党広島県福山市第二支部		100,000	集会会場費	—
岡山県農政連盟		500,000	通信費	244,345
日本商工連盟		100,000	交通費	509,597
岡山県酪農政治連盟		100,000	印刷費	3,212,480
小倉俊彦	会社役員	100,000	広告費	3,117,784
			文具費	141,456
			食糧費	310,578
その他の寄附	1件	10,000	休泊費	41,100
その他の収入		10,000,000	雑費	100,201
今回計		12,910,000	今回計	8,984,572
前回計		—	前回計	—
総計		12,910,000	総計	8,984,572

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	928,000円
	ポスターの作成	1,424,280円
	計	2,352,280円

報告書受理年月日 | 令和2年11月9日 第1回報告分

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 35,255,200円
- 報告書の要旨

候補者氏名	森脇久紀	所属党派	無所属	8月28日から 期間 第1回分 11月2日まで
出納責任者氏名	平井昭夫			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—
		円	家屋費	1,884,983
住民こそ主人公・県民の会		3,400,000	選挙事務所費	1,852,324
田中 輝子	無職	200,000	集合会場費	32,659
浪尾 淑子	医師	30,000	通信費	49,084
長田 佳之	無職	30,000	交通費	20,620
			印刷費	1,080,335
			広告費	273,020
			文具費	9,186
			食糧費	251,846
その他の寄附	175件	214,342	休泊費	69,265
その他の収入		—	雑費	236,003
今回計		3,874,342	今回計	3,874,342
前回計		—	前回計	—
総計		3,874,342	総計	3,874,342

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	195,260円
	ポスターの作成	689,000円



# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

	計	884,260円
--	---	----------

報告書受理年月日	令和2年11月9日 第1回報告分
----------	------------------

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 35,255,200円
- 3 報告書の要旨

候補者名	森脇久紀	所属党派	無所属	10月1日から 期間 第2回分 11月6日まで
出納責任者氏名	平井昭夫			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	-
		円	家屋費	-
			選挙事務所費	-
			集会会場費	-
			通信費	-
			交通費	-
			印刷費	10,660
			広告費	-
			文具費	-
			食糧費	-
その他の寄附		-	休泊費	-
その他の収入		-	雑費	-
今回計		-	今回計	10,660
前回計		3,874,342	前回計	3,874,342
総計		3,874,342	総計	3,885,002

報告書受理年月日	令和2年11月11日 第2回報告分
----------	-------------------

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年10月25日執行岡山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 35,255,200円
- 3 報告書の要旨

候補者名	森脇久紀	所属党派	無所属	11月28日から 期間 第3回分 11月28日まで
出納責任者氏名	平井昭夫			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—
		円	家屋費	—
杉山 信義	医 師	30,000	選挙事務所費	—
			集会会場費	—
			通信費	—
			交通費	—
			印刷費	—
			広告費	—
			文具費	—
			食糧費	—
その他の寄附	7件	55,000	休泊費	—
その他の収入		—	雑費	—
今回計		85,000	今回計	—
前回計		3,874,342	前回計	3,885,002
総計		3,959,342	総計	3,885,002

報告書受理年月日 令和2年12月7日 第3回報告分

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則(昭和四十一年岡山県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「**ア**」を「**イ**」に、「**イ**」を

「**ロ**」を「**ハ**」

「に改める。

(岡山県金属くず取扱業条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県金属くず取扱業条例施行規則(昭和三十二年岡山県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「**ア**」を「**イ**」に改める。

「に改める。

(利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第三条 利用カードの販売の届出等に関する規則(平成十四年岡山県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

「届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

「届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第一号中

を

に改める。

印」

」

「届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

「届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第二号及び様式第三号中

を

に改める。

印」

」

(岡山県道路交通法施行細則の一部改正)

第四条 岡山県道路交通法施行細則(昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「**ア**」を

「**イ**」を「**氏名**

」に改める。

様式第二号の三、様式第二号の四及び様式第二号の五中「**ア**」

「**イ**」を「**氏名**

」に改める。

様式第五号を次のように改める。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

様式第5号 (第10条の2関係)

※整理番号		安全運転管理者に関する届出 副安全運転管理者												年 月 日											
岡山県公安委員会 殿		ア 安全運転管理者を選任・解任 副安全運転管理者をしたのでお届けします。 届出事項(イエカケ)を変更												イ 届出者(使用者, 代理人等) 事業者名又は氏名 所在地又は住所											
ウ 選任年月日		年 月 日						ケ ふりがな																	
エ 安全運転管理者 副安全運転管理者		ふりがな								使用の本拠 事業所 所在地															
		氏名										〒 電話( ) -													
		生年月日(年齢)		年 月 日生(歳)								業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )													
オ 資格要件		1 安全運転管理者 運転管理経験 2年以上		2 運転管理経験 1年以上で公安委 員会の教習修了		3 公安委員会 の認定		コ 使用の本拠における自動車台数・運転者数		乗用貨物		大型小型		大型自動二輪		普通自動二輪		計							
		1 副安全運転管理者 運転管理経験 1年以上		2 運転経験 3年以上		3 公安委員会 の認定				大型中型準中型普通軽		大型中型準中型普通軽		大型特殊小型特殊		大型自動二輪		普通自動二輪		計					
カ 職務上の地位																									
キ 運転免許の有無		有 ・ 無																							
ク 前任 安全運転管理者 副安全運転管理者		解任年月日		年 月 日						運転者数		免許種別		大型中型		準中型		普通		大特		大普小		計	
		氏名										一 二		一 二		一 二		一 二		一 二		計			
		解任事由		1 退職 2 転任 3 その他( )								一 二		一 二		一 二		一 二		計					
備考		協議会加入 有 無 全従業者数 人																							

- 備考
- 1 該当記号, 文字等に○印をする。
  - 2 自動車台数のうち, ダンプカーの台数を( )内に内数で記入する。  
また, 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は, それぞれ1台を0.5台として計算して記入する。
  - 3 添付書類  
(1) 管理経験を資格要件とする人  
運転免許証(又は住民票)の写し, 履歴書, 管理経験を証明する書面(事業主の証明), 運転記録証明書(運転免許がある人のみ) 各1通  
(2) 運転経験を資格要件とする人  
運転免許証の写し, 履歴書, 運転記録証明書 各1通  
(3) 公安委員会の資格認定教習修了者は上記(1)又は(2)のほか修了証書の写し 1通  
(4) 公安委員会の認定が必要な人  
資格認定申請書, 履歴書, 運転免許証(又は住民票)の写し 各1通

様式第二十号中「氏名又は名称」⑩」や「氏名又は名称」に改める。

「備考 1 自動車の使用者が申請者になる。」  
2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」  
⑩」

様式第二十号中「申請者（住所・職・氏名）」  
⑩」  
「申請者（住所・職・氏名）」  
⑩」

「備考 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」  
⑩」

様式第二十号中「氏名」⑩」や「氏名」に改める。

「2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」  
3 添付書類は、それぞれ別に作成して添付すること。」  
⑩」

様式第二十号中「氏名」⑩」や「氏名」に改める。

「2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」  
3 運転免許取得者教育の課程の区分欄には、認定を受けようとする課程の号数を一つのみ記載すること。  
4 運転免許取得者教育の課程の名称欄には、運転免許取得者教育の課程の区分に沿った名称を記載すること。  
5 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。」  
⑩」

様式第二十号中「氏名」⑩」や「氏名」に改める。

「2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」  
3 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。」  
⑩」

（岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部改正）

第五条 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第三号（裏）及び様式第九号（裏）中「」を削る。

（行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の一部改正）

第六条 行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和四十三年岡山県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「主催者氏名」⑩」や「主催者氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 一 岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例施行規則
  - 二 岡山県金属くず取扱業条例施行規則
  - 三 利用カードの販売の届出等に関する規則
  - 四 岡山県道路交通法施行細則
  - 五 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則
  - 六 行進及び集団示威運動に関する条例施行規則
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第六号

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

岡山県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

岡山県警察国有物品管理規則（昭和三十九年岡山県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

2 物品供用員は、物品を使用職員に供用したときは、重要物品及び備品については物品使用書（様式第七号）を作成し、消耗品については第二十一条に規定する物品供用簿にその氏名を記載するものとする。

第二十二条中「記名押印した」を「記名した」に改め、同条ただし書中「記名して押印する」を「記名する」に改める。

別表第二中「~~使用職員~~」を「~~使用職員~~」に改める。

様式第六号中「~~物品供用員~~」を「~~物品供用員~~」に改める。

」に改める。

様式第七号中「~~品名~~」を「~~品名~~」に、

年 月 日	年 月 日
敬 識 印	

を

年 月 日	年 月 日
-------------	-------------

に改める。

様式第九号中「~~物品出納員~~」を「~~物品出納員~~」に改める。

」に改める。

様式第十三号中「~~氏名~~」を「~~氏名~~」に改める。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

に改める。

様式第十四号中「<sup>㉔</sup>」を「<sup>㉕</sup>」に改める。

様式第十五号中「<sup>㉔</sup>」を「<sup>㉕</sup>」に改める。

様式第十六号中「<sup>㉔</sup>」を「<sup>㉕</sup>」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県警察国有物品管理規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。



# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

◎岡山県公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習 課程	令和三年 五月十九日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	令和三年 四月八日	午後一時	倉敷市大島四五―一 倉敷警察署
	令和三年 四月十四日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	令和三年 四月二十一日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	令和三年 五月十二日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	令和三年 五月二十七日	午後一時	倉敷市大島四五―一 倉敷警察署
	令和三年 六月六日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

令和三年 六月十六日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
令和三年 六月二十三日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署

## 二 受講手続

### 1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

### 3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

## 三 受講手数料

初心者講習課程

六千九百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

## 四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県公安委員会告示第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

### 一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和三年五月二十一日（金） 午前十時	岡山市北区内山下二一四一六 岡山県警察本部二階入札室

### 二 受講手続

#### 1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

#### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

#### 3 提出期限

令和三年五月十四日（金）まで

#### 三 受講手数料

九千八百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

#### 四 その他

- 代理受講は、認めない。
- 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

◎岡山県公安委員会告示第三十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種  
散弾銃

- 二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
令和三年四月五日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年四月五日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年四月七日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和三年四月十二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年四月十二日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年四月十三日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

令和三年四月十九日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年四月十九日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年四月二十一日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和三年四月二十六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年四月二十六日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年五月三日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年五月十日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年五月十日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年五月十一日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和三年五月十七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

令和三年五月十七日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年五月二十一日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
令和三年五月二十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年五月二十四日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年五月二十五日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
令和三年五月三十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年五月三十一日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年六月四日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
令和三年六月七日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年六月七日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

日 時	場 所
令和三年六月十四日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年六月十四日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年六月十六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和三年六月二十一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年六月二十一日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年六月二十八日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和三年六月二十八日(月) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和三年六月二十九日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

2 スキート射撃(クレ―がセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

	令和三年四月七日（水） 午後一時	令和三年四月九日（金） 午前十時	令和三年四月十三日（火） 午後一時	令和三年四月十六日（金） 午前十時	令和三年四月二十一日（水） 午後一時	令和三年四月二十三日（金） 午前十時	令和三年四月三十日（金） 午前十時	令和三年五月七日（金） 午前十時	令和三年五月十一日（火） 午後一時	令和三年五月十四日（金） 午前十時
	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場



# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

<p>令和三年五月二十一日(金) 午後一時</p>	<p>令和三年五月二十一日(金) 午前十時</p>	<p>令和三年五月二十五日(火) 午後一時</p>	<p>令和三年五月二十八日(金) 午前十時</p>	<p>令和三年六月四日(金) 午後一時</p>	<p>令和三年六月四日(金) 午前十時</p>	<p>令和三年六月十一日(金) 午前十時</p>	<p>令和三年六月十六日(水) 午後一時</p>	<p>令和三年六月十八日(金) 午前十時</p>	<p>令和三年六月二十五日(金) 午前十時</p>
<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

令和三年六月二十九日(火)  
午後一時

岡山市北区御津下田六二九  
岡山県クレール射撃場

## 三 受講手続

### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書

### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

### 3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

## 四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

## 五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

## ◎岡山県公安委員会告示第三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和三年三月五日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種  
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
令和三年四月六日(火)	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和三年四月六日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和三年四月十三日(火)	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和三年四月二十日(火)	午前十時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和三年四月二十七日(火)	午前十時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和三年五月十一日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

令和三年六月二十九日（火）	午前十時	令和三年六月二十二日（火）	午前十時	令和三年六月十五日（火）	午前十時	令和三年六月八日（火）	午前十時	令和三年六月一日（火）	午前九時	令和三年五月二十五日（火）	午前九時	令和三年五月十八日（火）	午前十時	令和三年五月十一日（火）	午前九時	午前十時	
			御津ライフル射撃場	岡山市北区御津伊田二二九一				真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場				御津ライフル射撃場	岡山市北区御津伊田二二九一		湯原国際射撃場	真庭市仲間一八一六	御津ライフル射撃場

# 令和3年3月5日 岡山県公報 第12274号

午前十時	
令和三年六月二十九日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

## 三 受講手続

### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書

### 2 提出先

住所地在管轄する警察署

### 3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

## 四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

## 五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。